

諫早市新型インフルエンザ等対策行動計画(市行動計画)の概要版（令和8年7月改定）

第1部 諫早市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要(P1～P16)

1 改定の目的・経緯

新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、新型コロナへの対応から得られた知見・経験等を踏まえ、将来発生し得る感染症危機に対して、効果的かつ迅速な対応を図るため、国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月)」及び「長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年8月)」が抜本的に改正されたことに伴い、平成27年3月に策定した「諫早市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改正を図るもの。

2 基本方針

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

3 改定の主なポイント

(1) 対象となる感染症の拡大

国民に重大な影響を与える恐れがある新型コロナウイルス感染症及び指定感染症を本計画の対象となる感染症として新たに追加するもの。

対象となる感染症(特措法第2条第1号)

※下線部分を今回拡充

- 新型インフルエンザ(再興型インフルエンザを含む) 感染症法第6条第7項第1、2号
- 新型コロナウイルス感染症(再興型コロナウイルス感染症を含む) 同条第7項第3、4号
- 指定感染症(病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速な蔓延の恐れがあるもの) 同条第8項
- 新感染症(全国的かつ急速な蔓延の恐れがあるもの) 同条第9項

(2) 対策項目の拡充と発生段階の考え方

政府・県の行動計画に沿って対策項目を細分化・拡充し、対策実施上の段階区分を統合・変更

⇒ 対策項目の拡充(5項目→7項目に細分化・拡充)

現行計画	改定後の計画
1 実施体制	1 実施体制
2 情報収集及び情報提供・共有	2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
3 予防・まん延防止	3 まん延防止
4 予防接種	4 ワクチン
5 市民生活及び市民経済の安定確保	5 保健
	6 物資
	7 住民の生活及び地域経済の安定確保

⇒ 対策実施上の段階区分の見直し(5段階→3段階に統合・変更)

準備期(平時)	初動期(発生段階)	対応期(拡大段階)
感染症の発生を覚知する前まで	世界で特措法に位置づけられる感染症が発生した段階	封じ込め／病原体の性状等に応じた対応／ワクチン等による対応力の向上／基本的な感染症対策への移行

4 各対策項目の行動計画における取組

対策項目	政府行動計画	県行動計画	市行動計画
実施体制	○	○	○
情報収集、分析	○	○	—
感染症サーベイランス(流行観測)	○	○	—
情報提供・共有、リスクコミュニケーション	○	○	○
水際対策	○	○	—
まん延防止	○	○	○
ワクチン	○	○	○
医療	○	○	—
治療薬・治療法	○	○	—
検査	○	○	—
保健	○	○	○
物資	○	○	○
市民生活及び市民経済の安定確保	○	○	○

5 対策推進のための主な役割分担

国	県	市
・WHO等の国際機関との連携 ・ワクチン等の早期開発、確保 ・基本的対処方針の決定、対策の推進(感染症発生時)	・検査体制の構築、医療提供体制等の整備(平時) ・管轄内における総合的な感染症対策の実施(感染症発生時)	・市民へのワクチン接種、生活支援(感染症発生時) ・県や近隣市町との連携
医療機関	指定(地方)公共機関	登録事業者
・院内感染対策の研修(平時) ・病床確保、発熱外来等の提供(感染症発生時) ・後方支援又は医療人材の派遣	・特措法に基づく対策の実施	・職場における感染症対策への備え(平時) ・業務の継続的な実施(感染症発生時)
一般事業者	市民	※登録事業者 新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者(医療分野、介護福祉分野、公務員など)
・職場における感染症対策への備え(平時) ・マスクや消毒薬など衛生用品等の備蓄(平時)	・感染症の知識習得、平素からの衛生用品等の備蓄(平時) ・感染抑制のための個人レベルでの対策実施(感染症発生時)	

6 実効性確保のための取組

- 専門的知見に基づく政策の推進
- 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持
- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 定期的にフォローアップと必要な見直し
- 市行動計画等の見直し

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組(P17～P37)

項目／段階	準備期	初動期	対応期
-第1章- 実施体制	実践的な訓練の実施 市行動計画等の作成や体制整備・強化 国及び県等の連携の強化	新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 迅速な対策の実施に必要な予算の確保 諫早市新型インフルエンザ等対策連絡会議の開催	基本となる実施体制の確保(職員派遣・応援、財源確保) 緊急事態措置の検討等について 諫早市新型インフルエンザ等対策本部の開催 緊急事態解除後における市対策本部の廃止
-第2章- 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有	(市⇒住民等)(県⇄市)における情報提供・共有 双方向のコミュニケーションの体制整備、取組推進	初動期に同じ
-第3章- まん延防止	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	市内でのまん延防止対策の準備	まん延防止は発生初期の対応段階(準備期、初動期)の中で実施されるもの
-第4章- ワクチン	ワクチン接種に必要な資材の準備 ワクチン供給体制の想定 接種体制の構築に向けた準備 ワクチンの情報提供・共有 DXの推進	ワクチンの接種に必要な資材の適切な確保 接種体制の構築(接種会場、医療人材等の確保) 特定接種、住民接種に向けた接種体制の確保等	ワクチンや必要な資材の供給 接種体制に基づく接種の実施(特定接種、住民接種) 健康被害救済制度の情報提供、適切な対応 市民に向けた予防接種等の情報提供・共有
-第5章- 保 健	陽性者への食事提供及び宿泊施設の確保等に向けた連携体制の構築	主には準備期、対応期における取組 →	
-第6章- 物 資	感染症対策物資等の備蓄等	物資の確保や備蓄は感染拡大前に行うべき基本的な対策であり、準備期に重点的に計画・実施されるもの	
-第7章- 住民の生活及び地域 経済の安定の確保	関係機関等との情報共有体制の整備 支援の実施に係る仕組みの整備 物資等の備蓄(食料品、生活必需品等) 生活支援を要する者への支援等の準備 火葬体制の構築	遺体の火葬・安置	住民生活の安定確保(心身影響、生活支援、教育)への対応 埋葬・火葬の特例等の検討、実施 社会経済活動の安定確保(事業者支援、水道)への対応